大個審答申第165号

令和５年３月31日

大阪市長　松井　一郎　様

大阪市個人情報保護審議会

会長　金井　美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成７年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）第45条に基づき、大阪市長から令和２年10月12日付け大総務第e-208号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第１　審議会の結論

大阪市消防長（以下「実施機関」という。）が令和２年９月10日付け大消救第241号により行った開示請求却下決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第２　審査請求に至る経過

　１　開示請求

　審査請求人は、令和２年８月28日に、条例第17条第１項の規定に基づき、実施機関に対し、「亡き母の救急事案（平成28年特定日特定時間、発生場所　特定介護保険施設）についての救急活動記録」の開示を求める旨の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「救急活動記録（平成28年特定日　災害番号　○○○○○○）」に記録された情報（以下「本件情報」という。）と特定した上で、本件請求を却下する理由を次のとおり付して、条例第23条第２項に基づき、本件決定を行った。

記

「上記請求は開示請求者に係るものではなく、条例第17条に定める自己を本人とする保有個人情報の開示請求には該当しないため。」

３　審査請求

審査請求人は、令和２年９月18日に本件決定を不服として、大阪市長に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条第４号に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３　審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

却下の決定を取り消して求める文書を開示してほしい。

亡き母の救急活動事案の救急活動記録について、相続人である審査請求人に対し開示が認められるべきである。

第４　実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

　１　救急活動記録について

　　　消防組織法（昭和22年法律第226号）第１条においては、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを消防の任務の一つと規定している。

　　　救急活動記録については、実施機関の大阪市消防局救急規程（昭和62年消防長達第４号）第30条に救急隊が行った活動について記録し、保存しなければならない旨を定めている。さらに、救急規程運用要綱（昭和62年消防長訓（救）第22号）第15条において様式（第２号様式）を定めている。

　　　救急活動記録に記録される情報は、傷病者の氏名、住所、生年月日、初診時傷病名、搬送先医療機関名、事故概要、現場到着時所見、救急隊処置など傷病者個人に関する情報である。なお、救急活動記録には、同乗者、搬送先引継医師、救急隊員に関する情報など傷病者以外の個人に関する情報も一部含まれている。

　２　本件決定を行った理由について

　　　本件請求では、開示請求者である審査請求人が、自己以外の特定の個人に関する情報の開示を請求しており、また、記載された請求内容によれば、死亡者に関する個人情報の開示を請求している。

　　　したがって、本件請求は、条例第17条第１項に基づく保有個人情報の開示請求には該当しないと認められるため、本件決定により却下した。

　　　なお、念のため、本件決定を行うにあたり、本件請求に係る保有個人情報として特定した「救急活動記録（平成28年特定日　災害番号○○○○○○）」の内容を確認したが、開示請求者本人に係る個人情報は記載されていなかった。

　　　また、死亡者の相続人から、自己の相続した財産に関する情報の開示請求がある場合も想定し、上記文書内容を確認したが、当該個人情報も記載されていなかった。

　３　その他

　　　なお、従前から救急搬送後に死亡した傷病者の遺族等から当該救急活動の記録、すなわち実施機関の職員による当該職務の遂行に係る情報（死亡した被搬送者の個人情報を含む。）の提供を求める要望が数多くあった。こうした実態を踏まえ、実施機関では、平成18年に制定した死亡者の救急活動記録の情報提供に関する要綱（平成18年消防長訓（救）第１号）（以下「要綱」という。）により、情報提供の制度化を行い、以後は、実施機関が保有する救急活動記録のうち死亡者に関する情報について、遺族等から要綱に基づく申し出があれば、要綱に基づいて提供することとしている。

審査請求人からもこれまで、平成28年５月特定日付け及び令和２年10月特定日付けで要綱第４条に定める情報提供の申出があったため、実施機関は、本件情報の一部（本件情報のうち、特定行為指示医師氏名及び一部の同乗者氏名を除く情報）を審査請求人に２度提供していることを申し添える。

第５　審議会の判断

１　基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第１条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第３条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定めの趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

２　本件情報について

本件情報は審査請求人の母に係る介護施設での救急事案について救急隊が行った活動の記録である。

３　争点

審査請求人は、本件決定を取り消し、本件情報を特定して開示すべきであると主張しているのに対し、実施機関は、本件情報は審査請求人に係る保有個人情報に該当しないとして争っている。

したがって、本件審査請求に係る争点は、本件情報の審査請求人に係る保有個人情報該当性である。

４　死者に関する情報に係る個人情報について

⑴　条例第17条は、何人も、実施機関に対して、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるとともに、本人に代わって開示請求をすることができる者の範囲を定めたものである。

本条に基づいて開示請求をすることができる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」に限られる。したがって、自己以外の者に関する情報については、たとえ家族に関するものであっても本条第２項に規定する未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示の請求の場合を除き請求することはできない。

⑵　条例に基づく開示請求の対象となる個人情報は、条例第２条第２号において、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と規定されている。

この定義に照らせば、条例に基づく保有個人情報の開示請求権を行使できる主体は、生存する請求者本人であり、死者に関する情報は制度の対象外とされていることから、死者に関する情報を他者が開示請求することは認められない。

しかしながら、死者に関する情報のすべてが開示請求の対象とならないと解することは相当ではなく、死者に関する情報であっても、それが同時に請求者本人の情報でもあると認められる事情がある場合には、請求者本人の情報として扱い、開示請求の対象となると解される。

例えば、相続財産に関する情報のように、死者に関する情報であると同時に相続人である請求者本人の個人情報の性質も有し、当該個人を識別することができる情報については、当該請求者の個人情報として開示請求の対象となると解される。

５　本件情報の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

当審議会で本件情報を見分したところ、審査請求人の母の介護施設での事故の際の救急活動記録であり、審査請求人本人に係る記載は認められず、また、審査請求人の母の情報であると同時に審査請求人本人の情報であると認められる事情は認められない。

したがって、実施機関が本件情報は条例第17条の「自己を本人とする個人情報」に該当しないとして行った、本件決定は妥当である。

６　結論

以上により、第１記載のとおり、判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員　金井美智子、委員　岡澤成彦、委員　塚田哲之、委員　野田崇、

委員　村田尚紀、委員　玉田裕子、委員　上田健介

（参考）調査審議の経過　令和２年度諮問受理第140号

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日 | 経　　　　過 |
| 令和２年10月12日 | 諮問書の受理 |
| 令和３年３月22日 | 大阪市長から資料の収受 |
| 令和３年11月12日 | 調査審議 |
| 令和４年１月31日 | 調査審議（審査請求人口頭意見陳述） |
| 令和４年３月14日 | 調査審議 |
| 令和４年６月１日 | 調査審議 |
| 令和４年７月６日 | 調査審議 |
| 令和４年８月３日 | 調査審議 |
| 令和４年９月７日 | 調査審議 |
| 令和４年10月12日 | 調査審議 |
| 令和４年11月９日 | 調査審議 |
| 令和５年３月31日 | 答申 |